# 新潟県採用活動ポリシー

新潟県では、男女雇用機会均等法その他の関係法令に基づき、「採用活動ポリシー」を策定しました。採用活動を担当する職員※1は、公正な採用選考に留意するとともに、このポリシーを遵守し、求職者等※2の皆様が安心して採用活動に参加できる環境を確保してまいります。

（※１）：このポリシーにおける「職員」とは、警察職員、教職員並びに臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含みます。

（※２）：このポリシーにおける「求職者等」とは、新潟県に採用されようとし、その意思を表示している求職者に加え、１で掲げる採用活動を利用する方を含みます。

## １　採用活動の範囲について

このポリシーにおける「採用活動」とは、新潟県が実施、参加又は受入を行う次の活動をいいます。

- 職員採用試験又は職員採用選考考査（以下「採用試験等」といいます。）
- 就職説明会その他の採用広報イベント
- 採用試験等の合格者又は内定者向け説明会
- 求職者等による職員への訪問
- インターンシップ
- 教育実習及び看護実習その他の実習活動
- ホームページ及びＳＮＳ等を通じた情報発信
- その他求職者等の職業の選択に資する活動

## ２　採用活動等におけるハラスメントの禁止

セクシュアルハラスメントその他のいかなる形態のハラスメント※3も行いません。

（※３）：職員の意図に関わらず、求職者等の人格と尊厳を傷つける言動で、当該求職者等の求職活動等を阻害することとなるようなものをいいます。

## ３　採用活動の実施方法等について

### (1) 求職者等への連絡方法

- 採用活動に関する連絡は、原則として、県の採用案内ホームページ、県公式ＳＮＳ、県庁各課のメールアドレス若しくは電話又は就職情報サイトにより行います。
- ＳＮＳでのダイレクトメッセージ又は職員の私用電話若しくはメールアドレスから連絡を行うことはありません。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

### (2) 採用試験等の一環として行う面接

- 面接とは、採用試験等の一環として、受験者の職務遂行に必要な適性・能力等を評価することを目的として行う行為をいいます。
- 面接は、原則として、職員２人以上で対応します。
- 面接は、採用試験等受験案内又は県ホームページ等であらかじめ指定した場所・時間で行います。

(3) 採用に関する情報提供等を目的に行う面談

・　面談とは、採用試験等のための評価を目的とせず、採用に関する情報提供、職務内容等の説明又は相談その他これらに類する目的で、求職者等と職員が個別又は少人数で行う行為をいいます。

・　面談は、原則として、オンライン又は県庁舎内若しくは学校等公共施設内のオープンスペースで行います。

(4) 私的な会食等の禁止

採用活動において、職員が求職者等を、社会通念上許容される範囲を超えて、個人的な会食や飲食に誘うことはありません。

4　相談窓口

採用活動に参加される中で、職員から不適切な言動や、不安に感じる行為を受けた場合は、速やかに指定の窓口までご連絡ください。相談者のプライバシーは厳守し、相談したことが採用試験等の結果に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

5　職員への周知・啓発

採用活動を担当する職員に対し、本ポリシー及び関係法令等について、毎年度、周知又は啓発を行います。